

平成 19 年 1 月 26 日

「リース取引に関する会計基準(案)」及び
「リース取引に関する会計基準の運用指針(案)」の公表に関するコメント

株式会社日医リース
財務部 経理室
経理室長
桑原基彰

表題の公開草案につきまして、下記のとおりコメントいたします。

記

1.適用時期について

公開草案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用し、早期適用もできる。」とされており。

リース取引の貸手となる当社は、貸手としての新基準に対応した会計システムの開発および借手に新基準に沿った資料を作成し提供するため、社内処理システムの改訂が必要になります。しかし、当社の現下のシステムの状況からして、早期適用や本格適用は 1 年後余りという時間でのシステム開発は、現実的に不可能だと言わざるをえません。

また、実務者からすると、平成 19 年度に会計と密接に関連するリース税制の改正も予定されていますが、詳細が不明な中でのシステム開発は着手困難です。

このような状況で上記時期に新基準が適用されると、準備不足などにより顧客および社内での混乱が予想されますので、是非とも適用開始時期の延期を強く要望します。

以 上